

議案第 12 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する
条例制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙
のとおり制定する。

令和元年 12 月 12 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「21円」を「22円」に、「47円」を「49円」に、「31円」を「33円」に改める。

(木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例(平成9年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第56条第2項中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第34号)の一部を次のように改正する

第6条に次のただし書を加える。

ただし、シーズン券の使用料は、当分の間従前のおりとする。

別表中「5,000円」を「5,200円」に、「6,000円」を「6,200円」に改める。

(木古内町野球場条例の一部改正)

第4条 木古内町野球場条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,030円」を「1,100円」に改める。

(木古内町テニスコート設置条例の一部改正)

第5条 木古内町テニスコート設置条例(昭和61年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「550円」に、「310円」を「330円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。